

中間前金払 Q&A

平成 25 年 3 月
管財契約課

Q1 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどのようになるか？

A1 中間前払金の割合は、①請負代金額の10分の2以内であり、かつ、②当初の前払金との合計が請負代金額の10分の6を超えることはできません。（具体例については、次の例を参考にしてください。）

ア 変更契約の内容が増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金 > 変更後の請負代金額×20%」となるので、「変更後の請負代金額× 20%」が中間前払金の額となります。

（例）当初の請負代金額 500 万円、増額変更 100 万円、当初前払金 200 万円の場合

$6,000,000\text{円} \times 60\% - 2,000,000\text{円} > 6,000,000\text{円} \times 20\%$

（1,600,000 円 > 1,200,000 円）

→ 中間前払金請求可能額 1,200,000 円

イ 変更契約の内容が減額変更の場合

「変更後の請負代金額× 60% - 受領済の前払金 < 変更後の請負代金額×20%」となるので、「変更後の請負代金額× 60% - 受領済の前払金」が中間前払金の額となります。

（例）当初の請負代金額 500 万円、減額変更 100 万円、当初前払金 200 万円の場合

$4,000,000\text{円} \times 60\% - 2,000,000\text{円} < 4,000,000\text{円} \times 20\%$

（400,000 円 < 800,000 円）

→ 中間前払金請求可能額 400,000 円

Q2 当初契約時の請負代金額が200万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が200万円以上となった場合の取扱いはどうなるか？

A2 当初契約時の請負代金額が200万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が200万円以上となっても中間前金払の対象となりません。

逆に、当初契約時の請負代金額が200万円以上であった工事については、その後減額変更により請負代金額が200万円未満となった場合は、当初前金払をしていれば中間前金払の対象となります。

Q3 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなるか？

A3 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1となります。

Q4 債務負担行為による複数年の契約の場合はどのようになるか？

A4 債務負担行為の契約の場合は、「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」を「工期」と、「当該会計年度における出来高予定額」を「請負代金額」と読み替えて適用します。

また、中間前金払を選択した場合は、部分払を請求することができませんが、債務負担行為に係る特例として、各会計年度末の出来高に対する部分払を請求することができます。